

## 福祉用具の選定・給付についてのQ&A

	Q	A	備考
1	腰掛便座のリモコンについては、介護保険給付の対象となるのか。	<p>原則給付の対象とならない。            現在鹿児島市においては、腰掛便座本体と区分できないウォシュレットや暖房、消臭機能などについては、<u>ケアプランの中で必要と認められれば</u>、身体の状態、経緯、理由等を明記の上、<u>一体(区分できないもの)</u>としての購入を認めているところである。</p> <p>リモコンについては、腰掛便座としての種目に該当しない機能であるので、給付の対象としては認めない。            ただし、腰掛便座本体と区分できない場合で、ケアプラン上リモコンの必要性が認められるものについては、個別に介護保険課へ相談。</p>	H25.11.15 (集団指導時説明)
2	ポータブルトイレで、ウォシュレット部分が故障したが、部品の交換修理は保険給付の対象となるか。 交換修理が保険給付されないのであれば、再購入をしたいが、給付の対象となるか。	ポータブルトイレの付属機能の故障については、保険給付しない。 また、このことが理由の再購入については認めない。	H26.1 販売事業所からの問合せ
3	認知症老人徘徊感知機器で、屋外等でも常に持ち歩くことができ、「距離・方向・電波強度」等でピンポイントに位置情報が分かるものについて、介護保険給付の対象となるか。	<p>貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、<u>認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時(ベッドや布団等を離れた時)</u>に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものとあるため、屋外での使用を主な目的とした機能がついた商品については、TAISコードがあるというだけでは、給付の対象と認めていないところである。            ただし、ケアプラン上その商品の必要性が認められる場合には、個別に介護保険課へ相談。</p> <p><b>【参考】複合的機能を有する福祉用具について</b>            (3)福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p>	H28.6販売事業所からの問合せ